

下松市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月2日

下松市監査委員 棟 近 昭 典

下松市監査委員 村 田 丈 生

令和4年度

定期監査報告書

下松市監査委員

定期監査の結果報告

1 監査の期間

令和4年5月10日から令和4年11月16日まで

2 監査の実施日及び対象課等

実施日	課等	実施日	課等
5月10日	子育て支援課	8月2日	末武中学校
5月11日	末武公民館	//	久保中学校
//	豊井公民館	8月17日	小学校給食センター
5月17日	長寿社会課	//	中学校給食センター
5月18日	福祉支援課	8月24日	教育総務課
5月25日	中村総合福祉センター	8月25日	学校教育課
5月26日	保険年金課	8月30日	選挙管理委員会事務局
5月31日	環境推進課	9月21日	上下水道局
6月1日	地域政策課	9月27日	土木課
6月2日	地域交流課	9月28日	住宅建築課
6月7日	産業振興課	9月29日	都市政策課
6月9日	農林水産課	//	市街地整備課
7月5日	健康増進課	10月27日	防災危機管理課
7月12日	笠戸公民館	10月28日	情報統計課
7月13日	米川公民館	11月1日	総務課
7月20日	生涯学習振興課	11月2日	企画政策課
7月26日	下松小学校	11月10日	財政課
//	豊井小学校	11月16日	税務課
7月28日	花岡小学校		

3 監査の場所

監査委員事務局、中村総合福祉センター、保健センター、各公民館、各小・中学校、小・中学校給食センター、上下水道局

4 監査を実施した監査委員

棟近 昭典
村田 丈生

5 監査の対象年度 令和3年度

6 監査の方法

予算の執行、収入・支出、契約、現金等の出納保管事務及び財産管理等財務に関する事務の執行について、提出を求めた関係書類に基づき監査を実施した。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかを主眼に担当職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査の結果

全般的に財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に行われていると認められたが、事務の一部について、次のとおり検討・改善を要する事例が見受けられた。

なお、指摘には至らなかった軽微な事項については、監査実施後に口頭で改善を促したので記述を省略した。

(1) 1者随意契約の理由について

市では、令和4年3月に「下松市随意契約ガイドライン」を策定し、随意契約の適用要件を具体的かつ客観的に定めており、その適用に当たっては、契約ごとの内容、性質又は目的のほか、技術の特殊性、経済性、緊急性等を客観的かつ総合的に検証して慎重に判断する必要がある。

特に、見積合わせ等によらない1者随意契約とする場合は、競争原理が働かないことから、業者選択の過程（理由）を具体的に明記しなければならない。

なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（少額の契約）の範囲内の随意契約についても、1者随意契約まで認められているものではなく、1者からしか見積書を徴取できない場合は、その客観的な理由が必要である。

しかし、一部の契約においては、「過去に実績がある」、「業務に精通している」、「経験が豊富である」等の妥当性に欠ける漠然とした理由が見受けられた。

1者随意契約は、真にその者しかできないのか、長期に渡って契約している金額が適正な価格なのか等、1者しかないと判断した理由を具体的に明らかにし透明性を高め、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

また、緊急要件によるものは、事象の発生日、場所、発生原因等を執行伺や別紙に明確に記載し、緊急性を判断した理由および経緯を説明できるものとされたい。

1者随意契約理由の十分な確認と内容の精査に努められたい。

(2) 支払遅延について

支出命令における支払の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用され、定められた支払期限内に支払わなければならない。

すなわち、契約書等により支払時期を定めた場合は、適法な支払請求を受けた日から30日以内(工事代金は40日以内)、定めていない場合は、15日以内としている。

しかしながら、支払時期の定めがない場合で、支払請求(初日算入)から15日を超えた支払遅延が、数多く見受けられた。

会計課作成の「支出等事務手続きの指針」では、支払期限について、定期支払日の制約もあることから請求書を受領してから30日以内の運用としているが、支払遅延防止法に定める15日以内を明記した上で、職員への意識付けが必要である。

また、委託料等で支払時期の条項が記載されていない「請書」を使用しているため、支払時期を明記した「請書」を使用してもらいたい。

支払遅延は、相手方に不利益を与え信頼関係を損なう要因となることが考えられ、場合によっては遅延利息も発生することから、迅速な支払事務処理に努め、期限内の支払を遵守するよう留意されたい。

(3) 補助金の交付について

事業計画の大半が、コロナ禍の影響で中止したにもかかわらず、補助金の余剰金を精算により返還せずに翌年度会計に繰り越している事例が散見された。

交付対象団体によっては、補助金以外に会費収入、事業収入、助成金等があるため、補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうか十分精査した上で返還金額を決定されたい。

さらに、繰越金が数年度にわたり累積され、補助金額を超えるものも見受けられたが、繰越内容を精査し、補助金額の返還や減額、休止又は廃止を検討すべきである。

補助金の交付は、地方自治法第232条の2で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

補助金は、反対給付を求めない金銭的給付であるため、一旦新設されると、その後の社会情勢の変化に応じた見直しがないまま継続される傾向があるため、公益上必要か、使途は適正か、既得権益化されていないか等を経済性、効率性、有効性の観点で、補助金の根拠の明確化と実績及び効果の十分な検証が必要である。

現在、第6次行財政改革推進計画で「奨励的補助金の見直し」に取り組んでいる。

市では、平成28年4月に「補助金交付に関するガイドライン」を改訂したが、6年以上経過しているため、見直しの統一基準を定めた「補助金適正化ガイドライン」の策定を望むものである。

8 おわりに

平成 29 年 6 月の地方自治法改正により、令和 2 年 4 月から、都道府県及び指定都市においては内部統制制度の導入が義務付けられ、その他の市町村は努力義務とされたところである。

内部統制制度とは、組織がその目的を達成するために、業務が適切かつ正確に、そして効率的かつ有効に行われているか、すべての事務事業のリスクを洗い出し、リスクの重要度等に応じた業務マニュアルを作成するなど、不適正な事務処理や不祥事を防止する仕組みであるが、近年は、個人情報流出等、IT 化に伴う新たなリスクが拡大している。

些細なミスが重大な事故につながりかねないことから、前例踏襲されることなく各職員が日々研鑽され、意識改革のための職員研修の効果等も含め、組織内部で検証する仕組みづくりが必要であり、内部統制に関する取組を進めていくよう望むものである。